

事 務 連 絡
令和2年5月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

講習会等の再開に係る許可事務の留意事項について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会（以下「講習会等」という。）が当面の間中止・延期となっていたところであるが、一部地域においてオンライン講義等を活用した講習会等の再開に向けた方針が発表されているところである。講習会等の再開に当たり、許可事務においては、下記の事項に御留意願いたい。

記

再開された講習会等の修了証が許可の申請者から添付書類として提出された際には速やかに審査を行い、許可事務の円滑な遂行をお願いしたい。

また、引き続き講習会等が中止又は延期となっている地域があり、さらに講習会等を再開する地域においても再開までは時間があることから、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」（令和2年4月1日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和2年4月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）においてお知らせした内容を踏まえ、引き続き許可事務等に係る柔軟な対応や合理化を図られたい。

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた
更新許可事務における対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組が全国で進められているところであるが、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請のために庁舎に赴いて対面での申請行為をすることや、申請のための添付書類を用意することが、まん延防止の妨げとならないよう、申請の受付方法や添付書類について、適切な対応を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、産業廃棄物処理業者の事務にも影響が出ていると考えられるところであり、その負担をなるべく軽減することが望ましい。

許可の更新のための事務については、既に、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について」（令和 2 年 4 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 14 条第 3 項、第 14 条第 8 項、第 14 条の 4 第 3 項及び第 14 条の 4 第 8 項の、許可の更新の申請に当たって、行政庁による処分がされるまでの間は、従前の許可の有効期間の満了後も当該許可がなおその効力を有する旨の規定（以下「有効期間延長の規定」という。）の活用について連絡をしたところであるが、これに加え、次のとおり通知する。なお、郵送による申請等については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に限らず活用できるよう、これを機に許認可事務の合理化の一環として一層の促進を検討されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 郵送による申請について

産業廃棄物処理業の許可事務においては、窓口による対面での対応によることを推奨

している地方公共団体もあると考えるが、このような地方公共団体にあっても、少なくとも新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間においては、郵送による申請を積極的に推奨されたい。この際、仮に全ての申請を郵送で受け付けることが難しい等の事情があるのであれば、例えば産業廃棄物処理業者の負担の軽減の観点から、特に遠方の産業廃棄物処理業者からの申請については、郵送による申請を推奨する等の対応も考えられる。また、許可の有効期限の到来が間近で、郵送による申請によっては許可の更新が間に合わないと予想される場合については郵送による申請の推奨の対象とはしないなど、各地方公共団体の実情に合わせた柔軟な対応を図られたい。

二 電子メール等を利用した申請について

郵送とあわせて、電子メール等を利用した申請についても推奨されたい。

申請書や添付書類を電子的に送付して行う申請にあっては、申請書その他登記事項証明書等の添付書類が真正であることの確認ができない等の理由により、審査事務を完了することが困難な場合もあると考えられる。申請書については電子署名を活用することも考えられるが、それが難しい場合であっても、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、申請の受付については電子メールを利用して行い、審査事務自体は後日補正を活用するなどにより適切に行うこととして、有効期間延長の規定を適用するといった対応も考えられる。この場合において、添付書類については、後日原本と照合するなどして真正性を確認するよう留意されたい。

三 添付書類について

添付書類のうち、登記事項証明書、住民票、講習会等の修了証等の添付が困難になっていることが考えられる。申請に係る事務に当たっては、そのような添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができる書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが、産業廃棄物処理業者には求められる。

不備のある書類については、後日、郵送又は窓口を持参する等の方法により、最終的には提出される必要がある。

なお、不動産や、会社その他の法人の登記事項証明書については、法務局窓口へ赴かなくとも、オンラインで申請し、郵送で書類を受け取ることが可能であるため、必要に応じて、産業廃棄物処理業者へ案内されたい。

四 従前の許可が有効であることの明示について

有効期間延長の規定を適用する場合にあっては、許可証で明示された許可の期間からみると、許可が無効であるかのような外見を呈することがある。このため、産業廃棄物処理業者が有効な許可を有していることを排出事業者等が判断できるよう、許可の更新の申請をした事業者に対して、申請が受け付けられたことがわかる文書（受領印が押された申請書の写し等）を申請者に対して郵送により交付するなど、地方公共団体の実情に応じて、処理業者の許可が有効であることが対外的に示されるための措置をとられたい。なお、環境省のウェブサイトにおいて、更新の許可の申請が受け付けられている間は従前の許可が引き続き有効である旨を掲載しておくこととするので、活用されたい。

事務連絡
令和2年4月1日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の更新の許可を受けようとする者は、当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類を申請書に添付しなければならないと規定されている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第9条の2第2項第4号及び第10条の4第2項第6号（これらの規定を規則第10条の12第2項及び第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む））。都道府県又は政令市においては、当該書類をもって、申請者が申請した産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有するかどうかを審査することとなる。

（規則第10条第2号イ、第10条の5第1項第1号ロ（1）及び第2号ロ（1）、第10条の13第1項第2号イ並びに第10条の17第1項第1号ロ（1）及び第2号ロ（1）。）

国内においては、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を回避するため、大規模イベント等の開催の中止、延期又は規模縮小等の検討の要請がなされている中、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会（以下「講習会等」という。）の一部も当面の間中止・延期となっている。この事態に鑑み、更新許可事務における留意事項を取りまとめたので連絡する。

記

行政手続法（平成5年法律第88号）第7条は、申請が行政庁の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしているが、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）第14条第3項及び第14条の4第3項では、許可の更新に関し、行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとしているところである。

貴職におかれては、講習会等の中止・延期により受講ができない事態は、申請者の責めに帰すべきことではないことも踏まえ、申請書に講習会等の修了証が添付されないことのみ

をもって申請を受け付けなかったり、不許可処分を行ったりすることなく、法第 14 条第 3 項及び第 14 条の 4 第 3 項の規定を活用し、当面の間、申請者の産業廃棄物処理を認め、再開された講習会等の修了証をもって、申請者の知識及び技能を審査するといった柔軟な対応をとるようお願いする。